

日医発第133号（健II）
令和7年4月11日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本洋一

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について（再周知）

大阪・関西万博開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化については、令和6年9月11日付日医発第1032号（健II）をもって貴会宛てご連絡しております。

本万博については、令和7年4月13日より開催されるところであり、今般、厚生労働省より改めて各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

なお、再周知に際して、一部改正がなされており、別添事務連絡のうち、改正部分は下線で示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年4月11日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う
感染症サーベイランスの取組強化について（再周知）

標記については、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について」（令和6年9月11日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「別添事務連絡」という。）により実施しているところです。

大阪・関西万博については、令和7年4月13日より開催されるところ、改めて別添事務連絡の内容について、貴会会員にご周知いただきますよう、お願ひいたします。

なお、別添事務連絡について、一部改正しております（改正部分は下線）。また、同様の事務連絡を都道府県等に発出しておりますことを申し添えます。

事務連絡
令和7年4月11日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う
感染症サーベイランスの取組強化について（再周知）

標記については、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について」（令和6年9月6日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「別添事務連絡」という。）により実施しているところです。

大阪・関西万博については、令和7年4月13日より開催されるところ、改めて別添事務連絡の内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、別添事務連絡について、一部改正しております（改正部分は下線）。また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。

事務連絡
令和6年9月11日
令和7年4月11日一部改正

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う
感染症サーベイランスの取組強化について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症発生動向調査については、マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）等、感染症の発生リスクが増加することが見込まれる期間中においては、感度を高めた運用（以下「強化サーベイランス」という。）を実施することとしております。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に当たり、期間中の強化サーベイランスの実施体制並びに万博関係者及び万博来場者の感染状況の情報共有については、令和7年3月13日（木）から開始することとし、その内容は別紙のとおりといたしますので、内容について、貴会会員にご周知いただきますよう、お願ひいたします。

なお、同様の事務連絡を都道府県等に発出しておりますことを申し添えます。

大阪・関西万博における感染症強化サーベイランス

1. 実施期間

令和7年3月13日（木）～令和7年11月13日（木）

（開会1か月前から閉会1か月後まで）

ただし、大阪・関西万博（以下「万博」という。）会場の周辺地域の自治体において、上記期間よりも長く実施することは、差し支えありません。

2. 強化サーベイランスの実施方針

万博に来場する外国人客の多くは、国内に一定期間滞在することが見込まれます。このため、各自治体において、感染症発生動向調査の取組を強化し、感染症発生に対する感度を高めることが重要です。

特に、令和6年1月9日に国立感染症研究所が発表した、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けての感染症リスク評価」に基づき、以下の疾患（以下「強化サーベイランス対象疾患」という。）の発生については、特に留意が必要です。

＜強化サーベイランス対象疾患＞

- ・ 麻疹
- ・ 侵襲性髄膜炎菌感染症
- ・ 中東呼吸器症候群(MERS)
- ・ 万博会場内で提供された食品に関連した腸管出血性大腸菌感染症

このため、強化サーベイランス実施期間に、各自治体においては主に以下の3～6の取組を、医療機関においては主に以下の3の取組をお願いします。

3. 感染症発生動向調査における対応

① 感染症発生に係る届出の徹底

② 万博関係者（※1）及び万博来場者（※2）に係る情報の報告

（※1）万博関係者とは、国・地域及び国際機関からの公式参加者、パビリオン出展・催事・運営・営業等に係る万博会場で業務にスタッフとして従事する非公式参加者（医療・警備・清掃・案内所担当やボランティア等）、国・大阪府市・警察・消防・2025年日本国際博覧会協会等の関係機関からの従事者を指します。

（※2）万博来場者とは、入場チケットを利用して万博に来場した者を指します。

＜医療機関の取組＞

ア. 万博関係者又は万博来場者であって、万博会場が感染機会として疑われる事例を探知した場合

感染症法に基づく届出に当たり、「19 その他感染症のまん延の防止

及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」の欄（※3）に、万博会場が感染機会として疑われる旨を記入いただくようお願いいたします。

（※3）「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」の欄がない疾患（侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しん以外の5類感染症）については、記入をお願いするものではありません。

○入力いただきたい内容

- ・万博関係者又は万博来場者のどちらなのか
- ・万博に立ち寄った日や詳細場所 等

イ. 強化サーベイランス対象疾患を診断した場合

万博関係者又は万博来場者に該当するかの確認をお願いいたします。万博関係者又は万博来場者であった場合は、アのとおり記入をお願いいたします。

<自治体の取組>

ウ. 届出を受理した後の調査において、万博会場が感染機会として疑われる事例を探知した場合

感染症サーベイランスシステムの備考欄にその旨を追記することを御検討いただきますようお願いいたします。追記に当たっては、「万博関係者」又は「万博来場者」のどちらかの5文字、万博に立ち寄った日及び詳細場所等を追記いただきますようお願いいたします。

なお、強化サーベイランス対象疾患以外については、自治体及び医療機関が積極的に確認することをお願いするものではありません。

4. 自治体間の情報共有及び感染症発生時の関係者間の連絡・協力体制の確保

① 自治体間の情報共有

自治体間の情報共有については、感染症サーベイランスシステムを活用するようお願いいたします。

② 感染症発生時や積極的疫学調査における関係者間の協力体制の確保

感染症発生時の対応や万博に関連した積極的疫学調査を行うときに、関係者間での協力が必要なことから、特に万博会場の周辺地域の自治体においては、あらかじめ関係者間における連絡・協力体制を確保していただくよう改めてお願いいたします。また、各自治体においては、万博会場の周辺地域の自治体から情報収集等に関する協力依頼があった際には、御協力いただきますようお願いいたします。

5. 万博関係者又は万博来場者に関する強化サーベイランス対象疾患の探知時の国立健康危機管理研究機構への相談体制の確保

自治体において、強化サーベイランス対象疾患について、以下に該当する万博関係者又は万博来場者の事例を探知した場合には、国立健康危機管理研究機構にご相談いただきますようお願いいたします。

○ 相談対象となる事例（以下のいずれかに該当）

- ・ 潜伏期間・行動歴等から、万博会場での感染が否定できない事例
- ・ 感染性があると考えられる期間に万博会場に滞在したと考えられる事例

○ ご相談先：国立健康危機管理研究機構

電話番号：03-4582-2602 （平日）

Email: eoc-expo2025@nih.go.jp

また、万博会場が所在する自治体においては、万博会場内で提供された食品に関連した食中毒疑い事例の発生に備え、関係者間における報告体制及び食品部局と感染症部局が連携して初動対応を行う体制の確保をお願いいたします。

6. 疑似症サーベイランス（※4）の取組の強化

① 疑似症サーベイランスに係る報告の徹底

② 疑似症定点医療機関の選定

万博関係医療機関を選定する自治体においては、当該医療機関を、疑似症定点として指定することを検討いただきますようお願いいたします。

（※4）疑似症サーベイランスとは、原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、感染症法第14条の規定に基づき実施される疑似症（発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成12年厚生省令第127号）第6条第2項に規定。）の発生動向調査を指します。

7. 主な関係通知等（参考）

- ・疑似症サーベイランスの運用ガイドンス（第三版）及び事例集の送付について（令和2年1月10日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

以上